

2017年2月22日

被保険者 各位

兼松連合健康保険組合

柔道整復師(整骨院・接骨院)受診に伴う確認について

柔道整復師(整骨院・接骨院)の受診についての注意事項につきましては、これまで機関誌「健保だより」やホームページ上で逐次ご案内をしてきた通りですが、この度、当組合を管轄する近畿厚生局より、柔道整復師からの請求内容に対する当組合の確認業務の強化について指導を受けたところです。近年増加する柔道整復師からの療養費の請求の中には、健康保険対象外の不適切な請求が含まれていることが指摘されています。このため、厚生労働省では健康保険組合に対して不適切な療養費の請求を防ぐ取り組みを求めています。

つきましては、柔道整復師に係る医療費の適正化の一環として、平成29年3月より、一連の確認業務を点検機関に委託したうえで、取り組み強化を図ってゆくことといたしましたのでお知らせいたします。これは、柔道整復療養費における請求内容を確認するために受診者に対し、負傷の原因や施術内容を確認させて頂くものです。尚、従来、この照会作業は当組合独自で実施してきましたが、これより当該照会作業は点検機関(ガリバー・インターナショナル(株)保険管理センター)に業務委託して行います。同機関は健康保険組合の約3割と同様の委託契約を行っており、スケールメリットを生かした効率的で、迅速な確認業務の実施が期待できるものです。

これにともない、今後当組合と委託業者連名で、確認のための文書などをお送りさせて頂くこととなります。お手元に確認文書が届きましたら、回答期限までに同封の返信封筒にて必ずご返送くださいますようお願い申し上げます。(回答が届かない場合には、事業所経由で確認させていただくこともございますので、宜しく願い申し上げます。)

尚、当該業務委託契約におきましては個人情報保護法にもとづき、必要な手続き、契約を遺漏なく行っている点申し添えます。

今後とも、健康保険組合の事業運営にご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上

施術から支払完了までの流れ

